

(趣旨)

第1条 この規則は、宍粟市一宮ウッディパークキャンプ場条例(平成17年宍粟市条例第197号。以下「条例」という。)第16条の規定に基づき、一宮ウッディパークキャンプ場(以下「キャンプ場」という。)の管理等に関し、必要な事項を定めるものとする。

(使用の申請)

第2条 条例第5条の規定によりキャンプ場の使用の許可を受けようとする者は、キャンプ場使用申請書を市長に提出し、その許可を受けなければならない。

(遵守事項)

第3条 キャンプ場の使用の許可を受けた者(以下「使用者」という。)は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 所定の場所以外において喫煙し、又は火気を使用しないこと。
- (2) 他人に迷惑を及ぼし、又はそのおそれのある行為をしないこと。
- (3) 林産物や樹木、草花等の採取、折損等の行為をしないこと。
- (4) ごみ等は、所定の場所で処理すること。
- (5) その他職員の指示に従うこと。

(利用料金の承認等)

第4条 条例第11条の規定によりキャンプ場の管理を指定管理者に行わせる場合において、利用料金を定めるときは、指定管理者はキャンプ場利用料金承認申請書により、あらかじめ市長の承認を得なければならない。

2 市長は、前項の規定による申請を認めたときは、キャンプ場利用料金承認書により指定管理者に通知するものとする。

3 キャンプ場の利用料金を変更するときは、前2項の規定の例によるものとする。

(読み替え)

第5条 条例第11条の規定によりキャンプ場の管理を指定管理者に行わせる場合は、第2条の規定中「市長」とあるのは「指定管理者」と読み替える。

(公表等)

第6条 市長は、第4条の規定により利用料金を承認したときは、公表するものとする。

2 指定管理者は、第4条の規定による利用料金の承認を得たときは、利用料金を利用者の見やすい場所に掲示しなければならない。

(事故等の責任)

第7条 キャンプ場の施設の使用により使用者の責めによって生じた事故及び損害については、使用者の責任とする。

(補則)

第8条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。